

学校いじめ防止基本方針

どの子にも起こり得るいじめ問題の解決に向けて

令和7年4月1日
新潟市立沼垂小学校

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、「いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であること」を認識し、子どもが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、家庭・地域との信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向け、いじめ防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止基本方針

- (1) 「分かる授業・できる授業」や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには家庭、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。また、いじめを早期に発見し、いじめを見逃さない学校づくりに努める。
- (2) 全ての教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子ども、家庭と共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、学校支援課、教育相談センター、児童相談所、警察等の関係機関との連携を積極的に進める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための組織

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。

そのために、以下の方針に沿って、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

- (1) いじめ等生活指導対策委員会の設置
 - ・いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
 - ・いじめが生じた場合など、速やかに管理職に報告するとともに、対策委員会を開き、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

<沼垂小学校いじめ等生活指導対策委員会>

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、子ども支援コーディネーター、PTA代表 等

- (2) 中学校区いじめ対策委員会

- ・中学校区の学校、児童、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

<中学校区いじめ対策委員会> (事務局：東新潟中学校)

<いじめ対応ミーティング>

管理職1・当該学級担任・当該学年主任または生活指導主任

※必要に応じて、養護教諭・特別支援教育コーディネーター・関係職員

子ども支援コーディネーター、スクールカウンセラー・PTA代表 等

*市教育委員会 *児童相談所 *警察関係者 *医師、弁護士等の機関

- *「身体に重大な損傷を負う。あるいは、いじめにより相当期間学校を欠席せざるを得ない」等、重大ないじめを受けた子ども及び保護者への対応時の構成員となる。

4 いじめの防止等の方策と対応

(1) いじめの防止

「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」
（L-gate、新潟市教育委員会）に基づき進める

① いじめについての共通理解と態度・能力の育成

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
・子どもに対しても、全校集会や特別活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」雰囲気や学校全体に醸成していく。また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育など心の教育の推進及び、「いじめ防止プログラム」の実施により、子どもに自律性、社会性をはぐくむとともに、人の気持ちを共感的に理解し、互いの人格を尊重する態度を養う。さらに、学級活動に力を入れ、学級の自治力を高めることで、いじめにつながる行為を自分たちで抑制できるようにする。

② 多面的な子ども理解に基づく信頼関係の構築

教職員は、全ての子どもに積極的にかわり、子どもの一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき信頼関係を築くものとする。そのために、子どもをよく見る、話をよく聞く、寄り添う、関わることを大切にする。

③ 全ての子どもが参加できるユニバーサルデザイン教育による授業改善

一人一人を大切にし、生かす教育活動により、全ての子どもが授業に参加し、授業場面で活躍できるための授業改善を進める。また、その基盤として、支持的風土の醸成を基本に望ましい学習態度、学習習慣の定着に向けた指導を重視する。

④ いじめを題材にした道徳科の授業の実施

各学級の実態に応じた資料を用いて実施する。

(2) いじめの早期発見

子どもが発する些細な言動も見逃さず、いじめのサインを受け止めるよう努める。

- ① 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケートの活用、教育相談等により早期発見に努める。
- ② 「児童理解の会」の実施、職員会議、運営委員会での児童情報交換会を実施する。
- ③ 年3回（6月、11月末、3月）の「学校いじめアンケート」の実施により、子どもの学校生活の点検と実態把握を行うとともに、子どもの声に耳を傾ける機会とする。
- ④ 連絡帳や電話での家庭との連携を密にし、教員の気付かない変化もキャッチできるような保護者との関係を築く。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに管理職に報告し、指示の下、「いじめ対応ミーティング」で対応する。解決に向けた方針と手順を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を早期に把握する。必要に応じて「校内いじめ対策委員会」を開く。
- ② 「いじめられた子ども」の立場に立って対応することを第一とし、心のケアに努める。また、保護者に対して、経緯や方針、経過を丁寧に説明し、保護者の意向を尊重して対応する。
- ③ 「いじめた子ども」に対しては、安易な謝罪で終わらせない。いじめに当たる行為をした理由を振り返らせるとともに、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因を保護者と共に対処することに努める。必要な場合は、相談機関と連携して支援を継続的に進める。
- ④ 周囲の子どもに対して、必要に応じて自分のこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、一歩踏み出す勇気の醸成に努める。
- ⑤ 指導後に、イエローカードに詳細をまとめ、生活指導主任に提出する。